

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け 仕様書

1 件名

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け

2 貸付場所等

施設等名称 (所在地)	販売品目	貸付場所	貸付面積 (設置台数)	備考
市民交流センター 須賀川市中町 4 番地 1	水、茶、清涼飲料水等飲料 (ペットボトル・缶蓋付に限る)	3 階 物件調書 のとおり	1.9 m ² (1 台) 回収ボックススペース含む	

3 貸付期間

貸付期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの期間とする。

また、契約の更新は行わないものとする。

4 賃貸料

落札者が入札した金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

5 賃貸料の納入

賃貸料は会計年度ごとに徴収する。

契約金額を 5 か年で除した額を、毎年度 4 月 20 日までに市が発行する納入通知書により納入することとする。

なお、市が納入期限を別途指定する場合はこの限りではない。

6 設置する自動販売機及び管理運営

自動販売機とその管理運営は次のとおりとする。

(1) 大きさ

土台、転倒防止板及び放熱スペースを含めて、貸付場所に係る表中の貸付面積の範囲内とし、高さは 2 メートル以内とすること。

なお、貸付面積には、使用済容器回収ボックスの設置面積を含めること。

(2) 環境対策

ア 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

イ フロン不使用

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

(3) 販売品目

貸付場所等に係る表中の販売品目についての詳細は、下表のとおりとする。
なお、実際に販売する商品の種類については、事前に市と相談の上決定すること。

販売品目	仕 様 内 容
水、茶、清涼飲料 水等飲料 (ペットボトル・缶)	密閉型容器（ペットボトル又は缶）に入ったお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を販売すること。 ただし、酒類の販売は行わないこと。

(4) 販売価格

メーカー希望小売価格以下とすること。

(5) 商品の品質管理

消費期限の確認等、安定した高品質な商品を提供するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

(6) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（J I S 規格）を遵守した措置を講じ、転倒による事故を防止すること。

イ 食品衛生

食品衛生法に基づく営業許可等が必要となる自動販売機の設置については、設置者の責任において行う。

(7) 使用済み容器の処理（販売品目が食品の場合を除く）

回収ボックス（ごみ袋付き）を設置し、適切に回収・リサイクルすること。

なお、原則として、販売する飲料の容器（ペットボトル・缶等）の種類ごとに回収ボックスを準備すること。

(8) 費用負担

ア 費用の負担

自動販売機の設置、管理運営及び撤去に要する一切の費用を負担すること。

イ 子メーターの設置

自動販売機に係る電気量等を計測するため、計測器を設置すること。

ウ 光熱水費の納入

自動販売機の稼動に必要な光熱水費は、市が発行する納付書により市へ納入すること。

(9) 売上報告書の提出

売上状況を年度ごとに取りまとめ、翌年度の4月20日までに、市に報告書提出すること。

ただし、必要に応じ、不定期で報告を求めた場合は、指定された期限までに報告を行うこと。

(10) 適正な自動販売機の維持管理、故障対応

商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充、自動販売機の内部及

び外部の清掃、機械の保守を随時行い、適正な維持管理を行うこと。

自動販売機には、故障時等の連絡先を明記し、故障、問合せ及び苦情については、即時対応すること。

(11) 自動販売機設置に伴う事故

市の責めに帰する事由による場合を除き、その責めを負うこと。

(12) 商品等の盗難及び破損

市の責めに帰することが明らかな場合を除き、市はその責めを負わない。

商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの責任により速やかに復旧すること。

(13) 自動販売機の機種

ユニバーサルデザインの機種とすること。

7 貸付場所の返還

契約の満了等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復し契約満了日までに返還すること。

ただし、市が認めた場合は、その限りではない。